

総社市告示第93号

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減に伴う助成要綱（平成17年総社市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(対象サービス及び軽減内容)</p> <p>第4条 軽減の対象となるサービスは、<u>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）</u>に係る利用者負担額並びに食費、<u>居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）</u>に係る利用者負担額とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(対象サービス及び軽減内容)</p> <p>第4条 軽減の対象となるサービスは、<u>訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護並びに指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。</u></p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。